

○議長（田村市郎君） 十一時十五分まで休憩いたします。

午前十時五十九分 休憩

午前十一時十六分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問をいたします。次に、二十番 指田保雄君。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、セキに通告いたしました三点についてお伺いをいたします。

まず、老人福祉についてありますが、福祉社会館もいよいよこの十二月から改修工事が始まります。約一億円の予算をかけて外装及び冷暖房設備について行われるものでございますが、そこに集うお年寄りたちが、外観はいかにリッパになっても、中の施設、設備、そういったものが充実されなければ、これは外観がリッパになっても何の価値もないのではないかと、このように考えるわけでございます。

そういった観点から、福祉社会館備品の整備ということについてどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、熊川地区の開発でございますが、いま熊川地区の開発は端緒に付いたばかりであり、福生地区に対してかなりおくれているのが実情でございます。ほとんどの地域が建ぺい率三割であり、区画整理が行われれば五割なり六割なりに緩和されることも予想されるわけでございますが、現状においても四割ぐらいの建ぺい率に緩和するのが妥当ではないか、このように考えるわけでございます。市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、六十年度は固定資産税の評価がえの年次であります。が、国及び都は二〇〇〇程度の値上げを指導しているようでございますが、財政局としてはどのように考えているのかお伺いいたしまして、登壇による質問といたします。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 指田議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の老人福祉についてでございます。

福祉会館の改修につきましては、議員各位の深い御理解と御協力によりまして、現在進められているところでございます。外装を一新すると同時に、高齢化社会の進行と老人保健法のヘルス事業との関連も含め、中身の充実を図っていかねければならないと考えているところでございます。

御指摘の健康器具の設置につきましては、お年寄りの皆さん方に喜んでもらえる福祉会館にするための貴重な御提言でございますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

次に、開発問題でございます。

開発問題とりわけ都市計画の用途地域に関する考え方でございますが、本件は大変に大きなテーマでございます。用途地域は都市計画の基本ともいえるべき土地利用の一環であるからであります。御承知のように、第一種住居専用地区は、良好な低層住宅地の環境を保護するために定める地域でありまして、建物の用途は、住宅と小中学

校程度に限定されております。ですから建ぺい率、容積率の制限は厳しく、高さも十メートル以下に押さえられていたり、北側斜線の制限も最も厳しいことが定められております。

現在の用途地域は、新法施行に伴う昭和四十八年の指定がベースになっておりまして、五十六年に見直し、変更をしたものでございます。そのときにおける東京都の指定基準も、安全性の向上と自然の保全、回復と生活環境の整備に重点が置かれ、多摩地区へ第一種住宅専用地域の積極的な指定が行われたという経緯がございます。こうした基本方針に基づく指定基準によりまして御指摘の三割地区が指定されたものであります。当時も、市の都市計画審議会あるいは市議会におきましてもお説のような意見が強く出されましたが、東京都全体の中でのことなので、当市だけ三割地区をなくすというわけにはまいらなかつたわけでありまして。

しかし、御指摘の問題は、地価が非常に高いことから建ぺい率違反を引き起こす結果にもなりかねないことでもあります。現実問題といた

しまして、考えなければならぬこともあります。建ぺい率アップは一敷地だけにとどまらず、隣から隣へと建設活動が行われる可能性を持っていますので、都市防災上の観点からもきちんとしておく必要があります。そこで、この見直しと、熊川地区の開発に関係してのことであります。が、都市計画法上、都道府県知事はおおむね五年ごとに調査を行うことになっております。これを受け、東京都では五十七年、五十八年度にかけて調査を実施しましたので、用途地域の見直しは、六十二年度が考えられます。しかし、現在までのところ明確になっておりません。開発計画と建ぺい率アップの関係ですが、都市基盤整備との関係があります。開発の見直しがつくまでは、むしろ押えておくことが肝要かと存じます。それで、たとえば区画整備を行えば、仮換地指定の段階で変更ができました。ですから、熊川地区もそのようになれば変更は可能であると思います。

したがって、市としては対象以外の区域も含めて機会をとらえ、市民はもちろん、都市計画審議会、議会ともよく協議する

中でしかるべき指定が図られますよう精力的に努力をいたしたいと存じますので、その際はよろしく願いたします。

次に、税問題でございます。

御案内の通り、昭和六十年年度は基準年度に当たり、評価がえの年度でございます。御承知のとおり、市税は歳入の根源をなすものでありまして、自治体において最も重要な自主財源でございます。特に、固定資産税は市税の中でも安定した税源でございます。現在、東京都の指導をいただきまして評価がえの作業を進めているところでございますが、東京都では平均二〇％の上昇率によって評価がえを行うよう指導してまいりましたが、現段階ではこれを下回る率で東京都の協議を完了し、目下、作業を進めているところでございます。なお、詳しいことは担当の部長から御答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○企画財政部長（内田和雄君） 市長の答弁に対しまして補足させていただけます。

ただいま市長が申し上げたとおり、現在昭和六十年度の評価
かえに何けて作業を進めているところでございます。評価かえに当た
っては、東京都の指導を得て行うわけでございますが、作業に当た
っては、地価の動向、それから精通者の地価の調査、相続税評価額
への達成率、近隣市町の地価等の均衡等を基準にして作業を行う
とともに、算出した地価について東京都と協議を重ね、評価かえの基
準となる基準地価及び宅地の平均地価を決定し、これに基づいて全体の
評価かえを行うものでございます。その結果、評価かえの基準とな
る基準地価については、昭和五十七年度の地価十六万八千円から十九
万円に、これは一三・一％の上昇率で、東京都と協議を完了し、す
でに十九万円の額をもって内示をいたしております。また、宅地につ
いては、昭和五十七年度の平均地価二万九千九百八十六円から三万五千
三百七十二円に、平均一八％で東京都の協議を完了しております。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○二十番（指田保雄君） いま御答弁いただいたわけでございますが、福

社会館の中身の充実については検討するということでございますので、ふ
とつ各地にそういった福社会館等もございしますので、よく御視察をい
ただいて、どのような器具がお年寄りに喜ばれるのか見てきていただきた
いと思います。来年度からはひとつ導入していただきたいとこのようにお願
いしておきます。

次に、区画整理、熊川地区の開発の件でございますが、区画整理
を始めれば建ぺい率は上がるんだということですが、では、熊川地区が
全部終わるまでに何年ぐらいかかるのかと、十年で終わるのか、五年で
終わるのか、それとも三十年かかるのか、五十年かかるのか、そこら辺のと
ころをお示しをいただきたいとこのように考えるわけです。

熊川地区が福生市から阻害されていると言うと語弊があるかもし
れませんが、たとえばきのうの一般質問では、西口の再開発という
ことは問題になりました。これは再開発ですね、「再」がついているわけです。
熊川は「再」がつかないですね。開発をこれからやろうというところでは
非常におくれている。一つの例ですが、これは郵政省のことですから福生市

に直接責任はございませんけれども、熊川の方にホストがございます。それを一日に一回きり収集にこないます。この市役所の周りですが、いわゆる福生地区は三回来るわけです。日曜日にも二回来るわけです。このようにおくりしているわけでございます。まして、いま地価が高騰した中で、先ほども評価がえが行われて、税率がアップするんだと。一三〇のアップがあるんだと。こういうことがわかったわけでございますけれども、非常に熊川地区に住んでいる方々は、そういった面で大きな不満を持っているわけです。その点についてどのように考えているのか。その不満に対してどのようにこたえていこうと考えているのか。その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、評価がえが行われて、近隣市町、これはどのくらいのアップになったのか。福生市はわかったわけでございますけれども、この近隣市町の実情、そういったものがわかりましたらお知らせを願いたいと思います。

○建設部長（小林 進君）

自席からお許しをいただきまして、開発問

題について御答弁申し上げます。

第一点は、熊川地域の開発の面積、あるいは開発の事業年度というところでございすけれども、五十九年度にいま調査をしております面積については、御案内のように、熊川駅から以東にかけまして六十ヘクタールの調査をしております。それで、区画整理については、一応認可の基準となります年度が五年とそういうふうなことでございす。そういうことを踏まえまして、これから地元へ行きまして説明を進めたいと思います。

先ほどの市長の話と若干ダブルかもしれませんが、確かに用途地域の関係については、四十八年に現在の地域指定がされました。その中では福生地域が比較的基盤整備が進んでいると。そういうものの中で建ぺい率が高くなっていると。いま割合を見ますと、三〇％については、熊川地域に全体の七割ぐらいが地域としてある。そういう一応現況でございす。

しかしながら、実際に土地の価値感というものが、福生、熊川で変わりが無いという実態の中で、関係者については、非常に強い不満があ

るのではなからうかとそんなふうに思うわけでございますが、今後の方角づけといったしましては、やはりいま調査を進めております熊川地域のこれらの説明会、恐らく来年度早々にはそういった機会が持てるのではなからうかと思いますが、そうした中でこの建ぺい率の問題についても解決をはかっていきたい、そのように一応考えますので、ひとつよろしく願います。以上です。

○企画財政部長（内田和雄君）

近隣市町の状況でございますが、まず基準地価格から申し上げますと、平方メートル当たり、昭島市が五十七年るときが十万六千六百円で、これが十二万四千円となりました。一六・三％のアップでございます。それから、羽村町が八万円が十万円になるわけですが、これが二五％、それから、秋川市が五万円が五万七千五百円というところで一五％、瑞穂町が四万八千円が五万五千五百円、一五・六％、それで青梅市が十二万五千円が十三万八千円で一〇％でございます。なお、二十六市でも最も高いのが武蔵野市でございます、九十二万円が今回百六万円で一五・二％のアップでございます。

また、二十六市の平均を見ますと、三十九万円でございまして、上昇率が一四・八％となっております。

それから、宅地の平均価格についてでございますが、昭島市が二百五十万四千八百六十円、羽村町が二万六千八百六十円、秋川市が一万八千三百十二円、二万二千八百六十四円、二万二千三百六十四円、これは二一・四％、瑞穂町が一万六千四百六十四円、二万四千二百一十一円、二四％、青梅市が一万九千七百円、二万三千七百七十八円、一七・七％のそれぞれのアップとなっております。

二十六市の平均におきましては、四万三千三百二十三円で二一％の上昇率となっております。

なお、ただいま申し上げました数字は、まだ最終的に確定した数字ではございませんので、多少の微調整があると思いますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思ひます。以上です。

○二十番（指田保雄君）　いま説明を伺いまして、よくわかりました。熊川の建ぺい率については、来年協議をするということですので、期待

をしております。確かに三割であれば、これは良好な住環境の整備ということはできるわけでございます。非常に結構なことでございます。そういうことができればそれが理想です。しかし、福生市はすでに調整区域が一カ所もない、こういうまちでございます。地価も非常に高い。そういった中で、そこに住んでおられる市民の方々は大変に苦勞をされているわけでございます。

一例をあげますと、これはある会社の経営者でございますが、建物が古くなってきたと。消防署から危険だから建てかえなさい、このように指導されている。しかし、取り壊してしまえば、いまの大きな建物は建たなくなってしまふ。三割のためにです。消防署からは、危険だと直せと、改善命令を出されるところまできていると、だからそれをやりたんだと、やれば今度は生産活動はできなくなる。こういうジレンマに陥っているわけでございます。せめて四割であれば、そういった問題が多くの場合解決するわけでございます。

本当にこの小さな行政面積である福生市については、自然保護と

いう観点からもそれは確かに必要なことかもしれませんけれども、そういった緑については、行政の責任で公共のスペースを多くとっていくというような努力をされて、そういった市民に対して利便を図る上からも四割ぐらいに引き上げていくように努力を払っていただきたいとこのことを強くお願いをいたしておきます。

次に、税の問題でございますが、近隣市町と比べて一三、一〇といふのは非常に低く押えた。これは財政当局は努力をなさったと思っております。その努力に対しては大きな敬意を払うものでございますが、基準地価格を見ますと、青梅市が十三万八千円、武蔵野の百六万というのはこれは問題外でして、昭島が十二万四千円、それに比べて福生は十九万というのは、いかにも高いのではないかと。この点、今後どのようにこの近隣市町との均衡を図る努力をしていかれるのか、それだけを聞かせていただきたいと思います。

○企画財政部長（内田和雄君） 非常に近隣から見ると高いのではないかと
いうことで、今後どのようにしていくのかということですが、評価が乏しい時

点におきまして、また東京都ともよく協議をして、確かに福生の場合、ほかの市から見てもっと高い感じもいたしますが、調整をさせていた
だきたいと思ひます。

以上でございます。よろしく願ひします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 次に、十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問項目は提出しましたとおり三点になっておりますけれども、何点かのところにおきましては、先日一般質問をなさいました上野議員や、あさひはきようなさいました原敏子議員と重なるところもありますので、なるべく重複をしないような形で進めていきたいというふうに思ひます。

まず一番最初は、横田基地の問題についてです。

いま、二例に行いました原敏子さんの質問の中にもありましたとおり、米

軍横田基地があることでの市民生活の影響というのは、各方面非常に多岐にわたっているわけですから、今回、私の質問に関しましては、そのうちの横田基地に所属をする米軍人軍属による市内交通事故の現状というところに絞って質問をしていきたいというふうに思ひます。一般には、横田基地には一万数千人と言われております。米軍人軍属が属していると言われます。市内に車で出て来る用事、あるいは当然基地の中だけで軍人軍属の生活ができるわけではありませんから、米軍人軍属による私的な用事、つまり私用による基地外での車の使用や、あるいは米軍公務という形で軍人軍属の交通車両の使用というのが大変に多いのではないかというふうに思ひますけれども、市としては、この米軍軍人軍属の事故状況について把握をどのように行っているかということを知りたいというふうに思ひます。

御承知のとおり、一般的にも言われておりますけれども、米軍人軍属、安保条約の中の地位協定の中で、陸運局との関係から言いますと日本に居住権あるいは国籍、あるいは住民票のない米軍人軍属に対

しましては、いわゆるYナンバー、あるいはEナンバー、Aナンバー、Oナンバーが配給されているのが現実です。実際上から言いますと、いま申し上げましたとおり、地位協定の中でその一文がありまして、そういう形で日本の日本に国籍あるいは住民権利を有さない軍人軍属に対するナンバーを行っておりまして、もう一つは、やはり米軍との地位協定の中であると思えますけれども、全くナンバーを持たない車両というのがまた市内を走っているわけですね。あるいはお気づきのことかもしれませんが、けれども、Oナンバーと言われております基地内使用のタクシーや、あるいは米軍の独自のナンバーによるものも市内を走っております。それです。そのうちの幾つかは、当然米軍が公務で使用しているものでありますけれども、これらの米軍人軍属による公務を含めまして、市内での事故について市はどのように把握をしているかということを知りたいと思います。

私どもが普通運転をしておりますも、Yナンバーをなるべく避けまいというふうなこともあるわけですね。その理由は何かといいますと、

事故が起きたときに大変に処理が困難であるということが現実にはあります。実は、先日私の中のすぐそばは八高線の踏み切りの所で酔っぱらい運転の米軍人の車とそれから市内に住み働く人との車の接触事故がありました。このときにも、現実には話にならないわけですね。仕方なく日本人の運転手はそのアメリカ人の運転手を私の家まで連れて来てまして、とにかくここでこの男と話をするから通訳をしろということとで通訳をさせられたわけですね。けれども、一つは日本の警察の対応が非常にむずかしいということがあります。なかなかパトカーを呼んでも、その事故に関しましての扱いがスムーズにいかないということがあります。一般原則からすれば、たとえばすぐに米軍の軍警察つまりMPを呼び出して、そこで処理ということが行われる。その中で保険補償の問題なども話し合われるというのが通常われわれの考える処置なんですけれども、なかなか米軍との交渉の困難さ、言語問題も含めましてあるということとで、なかなか処理をしてくれないという不満があります。

このようなことは市の責任ではありませんけれども、現実の問題とし

て、一つは市民相談などのような形で、ふたんに市民が苦情を寄せているような事実があるかということも合わせて聞きたいと思ひますし、この際、米軍の軍人が起こす事故が別に特別なことではないと思ひます。われわれが日常生活を送っておりましても、車で生活をする限り、必ず事故はつきものなわけですから、その意味から言ひますと、特にアメリカ人だからということは僕はないと思ひます。であれば、よけいにこれらの処置に関しましては、われわれ日本人に住む者あるいは日本国民と同じような形で事故がスムーズに処理されることが望ましいと思ひますので、市としては、警察の範囲ということがありましようけれども、現実の処理の問題としてはどのような形を考へているかということをおきたいと思ひます。

それから、いま言ひますとおり、普通に車が走っているわけですから、一体横田基地というのは、ナンバーの車というのは一体何台ぐらいあるのかということも合わせて知っておきたいと思ひます。当然車両の数が多ければ、事故が起きる相関関係というのは物理的、数字的に

も仕方のないことですから、そうであれば、市の方はそれらの数についてはどのような把握をしているのか。

あるいは、市内を通過するナンバーのないような軍用車というのは一体どれぐらいあるのかということもあわせて、把握なさっているかどうかお聞きしておきたいというふうに思ひます。実際このことが、これから起きるであろう、あるいはいますでに起きているような事故の解決の道に近づくのではないかと思ひまして、米軍あるいは米軍属による市内交通事故の現状について伺ひたいと思ひます。

それからもう一つは、基地につきましても、九月から十一月期の離着陸数についてぜひ伺ひたいと思ひます。それは市長さんの見解といたところにも非常に関係してくるんですけれども、実は、「みちのく84」という日米の合同軍事演習が九月の末にありました。それで、この結果、九月のちやうど議会が終つたぐらいのときですけれども、それから横田基地にはF4から第十三航空団の戦術戦闘機部隊がF4ファントム戦闘機でやってきまして、そこから九月二十六日、二十七日